

開発行為にともない設置する 防災調整池に関する協定書

町（以下「甲」という。）と開発事業者有限会社 建設（以下「乙」という。）は、乙が実施する 工場敷地造成事業にともない必要とする防災調整池の管理について、次の条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、島根県土地利用対策要綱に基づく指導事項及び関係法令を遵守し、かつ、甲及び関係機関の指示に従って、事業を実施するものとする。

（開発面積）

第2条 乙が行う事業の開発面積は、次のとおりとする。

（1）全体面積 $x, x \times x \text{ m}^2$

（2）造成面積 $x, x \times x \text{ m}^2$

（3）非造成面積 $x, x \times x \text{ m}^2$

（調整池）

第3条 乙が施行する防災調整池は、次のとおりとする。

（1）名称 防災調整池

（2）面積 $x \times x \text{ m}^2$

（3）容量 m^3

（維持管理）

第4条 乙は次の事項にかかる防災調整池の維持管理を行う。

（1）堆積土砂の除去

（2）除草、清掃

（3）修理、補修

（4）その他必要な事項

（指導監督）

第5条 前条にかかる維持管理は、甲の指導監督下におく。

（費用）

第6条 維持管理に必要とする費用は、乙の負担とする。

（立ち入り）

第7条 乙は甲から維持管理に必要な指導監督を受けるにあたり、立ち入りのための適切な措置を講ずるものとする。

（形状の変更）

第8条 乙は防災調整池の計画に変更を生ずる開発区域内の形状変更等を行おうとする場合は、甲と協議するものとする。ただし、改めて開発許可等の手続きが必要な場合はそれによるものとする。

（譲渡等）

第9条 乙の都合により、開発事業の譲渡もしくは継承等の必要が生じた場合は、防災調整池の維持管理について支障が生じないよう、甲の指導のもとに適切な措置を講ずるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 島根県 郡 町大字 $x \times$ 番地
町 長

印

乙 島根県 市 町 $x \times$ 番地
有限会社 建設
代表取締役

印